監　査　報　告　書

令和 8 年 5 月13日

公益社団法人 佐賀県看護協会
会　長　　藤　満　幸　子

公益社団法人 佐賀県看護協会
監事　松岡圀子

公益社団法人 佐賀県看護協会
監事　大久保京子

公益社団法人 佐賀県看護協会
外部監事　田村浩司

私たち監事は、公益社団法人佐賀県看護協会の令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの事業年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

１　監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務執行について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法によって、当該事業年度に係る事業報告について監査しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査しました。

２　監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

ア　事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

イ　理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上